

令和元年度 学校の部活動に係る活動方針

学校名 岩手県立宮古商業高等学校
校長名 菅原一志

I 適切な部活動運営について

- 1 生徒や教職員の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の健康や安全の確保、教職員の負担軽減の観点から、複数顧問の配置等、適切な配置を行う。
- 2 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画を作成し、学校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者へ情報提供を行う。
- 3 部顧問は、スポーツ障害・外傷やバランスのとれた学校生活へ配慮するなど、生徒の心身の健康管理に留意する。
- 4 部顧問は、部活動における事故防止のため、施設・設備の点検を定期的に行う。設備・施設に不具合があった場合は、すぐに管理職・事務室に報告する。

II 適切な部活動指導について

- 1 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からトレーニング効果を得るためには適切な休養が必要であること、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高めること等を理解し、競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を工夫して行うこと。
- 2 部顧問は、生徒とのコミュニケーションを十分に図りながら、運動部においては体力の向上及び生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、文化部においては生涯を通じて文化活動等に親しむ基礎を培うことができるよう、適切な指導を行うこと。
- 3 部顧問は、部活動が教育的意義のある活動であることを理解し、いかなる場合でも生徒の人格を傷つけるような言動・体罰・ハラスメントを行うことがないよう、日々研鑽に努め指導にあたること。

III 休養日・活動時間について

- 1 生徒が、学習・部活動・食事・休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう、また、教職員が、教材研究や生徒との面談時間等を確保でき、そして心身の疲労回復ができるよう、適切な活動時間や休養日を設定する。
- 2 平日の活動時間は、2時間30分程度とする。
- 3 土日等、学校の休業日の活動時間は、3時間程度とする。ただし、特別な理由により3時間を超えて活動する場合は、十分な休憩時間を設けたり、翌日に休養日を設定するなど配慮すること。大会参加や練習試合参加の場合も同様とする。
- 4 休養日は、週1日以上を確保しながら、競技種目や文化活動分野のそれぞれの特性（シーズンオフが明確である等）を考慮し、年間で平均して週2日以上となるよう努めること。
- 5 予定していた部活動休養日に大会参加等で活動した場合は、他の日に休養日を振り替えることとする。

IV その他留意すべき事項について

- 1 生徒が、運動競技・文化的活動を問わず、また、校内外を問わず多様な活動を行うことができるよう学校として配慮する。
- 2 少人数の部であっても他校と合同練習をしたり、中学校や地域の団体との連携を図ったりして、生徒の活動機会が損なわれないようにする。
- 3 部活動中の事故対応に備え、部顧問と保護者との連絡体制を整えること。万が一、事故等が発生した場合は、管理職に報告するとともに、保護者・医療機関への連絡、応急処置等、必要な措置を講ずること。
- 4 職員会議等で部顧問が活動時間に立ち会えない時は、安全面に注意を払うよう活動の前に生徒への指示を徹底すること。